

経営力向上計画の策定による

経営革新

1. 経営革新とは

2016年7月1日から、中小企業新事業活動促進法は「中小企業等経営強化法」に名称変更され、中小企業等経営強化法では、経営革新を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義している。

「新事業活動」とは、4つに類型された「新たな取組み」をいい、「経営の相当程度の向上」とは、「付加価値額」および「経常利益」の増加をいう。

新事業活動の4つの類型

- ①新商品の開発または生産
- ②新役務(サービス)の開発または提供
- ③商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動

2. 法改正の背景・事業分野別指針の概要

- ①人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化など、中小企業・小規模事業者、中堅企業を取り巻く事業環境は厳しい状況にある
- ②中小企業・小規模事業者等の生産性向上の取組みを支援することにより、海外展開も含め将来の成長・発展のための経営強化を図ることが必要
- ③事業分野別(製造業、卸・小売業など)の指針
例：製造業の指針

(自社の強みを直接支える項目)

従業員などに関する事項 ・多能工化、多台持ちなど	標準化、知財などに関する事項 ・暗黙知の形式知化など
製品・製造過程に関する事項 ・原価の把握とそれを踏まえた根付けの実行	営業活動に関する事項 ・顧客の要望を製品企画、設計に反映

(自社の強みをさらに伸ばす項目)

設備投資、ロボット、IoT導入などに関する事項	省エネ推進に関する事項
-------------------------	-------------

小規模製造業(20人未満)は1項目以上に取り組む。

中小製造業(20～300人未満)は3項目以上に取り組む。

3. 経営力向上計画策定・活用のポイント

①申請書類は実質2枚

企業の概要、現状認識、経営力向上の目標および経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、経営力の向上など簡単な計画などを策定することにより認定を受けることができる。

②計画策定をサポート

認定支援機関(商工会議所、商工会、中央会や士業、地域金融機関)に計画策定の支援を受けることができる。またローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしている。

③認定計画に基づき取得した機械装置の固定資産税が1/2になる

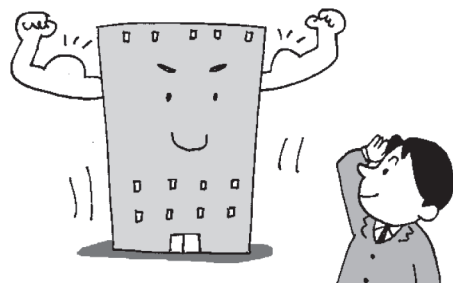
資本金1億円以下の会社や個人事業主などは、160万円以上の機械装置であって、生産性が年1%以上向上などの要件を満たせば、固定資産税の課税標準が3年間1/2になる。

必須添付書類は設備メーカーを通じて入手した工業会などの証明書原本。

固定資産税の申告の際には、納税書類と計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会などによる証明書の写しをそれぞれの自治体に提出する。

④資金調達の支援

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証などの資金調達に関する支援を受けることができる。



(美濃浦 比佐雄)